

名古屋市公報	平成30年 9月12日 第1274号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

告 示

- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について

(環境・地域環境対策課) (第540号) 3
- 農用地利用集積計画について

(緑土・都市農業課) (第541号) 5
- 農用地利用集積計画について

(緑土・都市農業課) (第542号) 7
- 換地処分通知に係る公示送達

(住都・市街地整備課) (第543号) 8
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

(環境・地域環境対策課) (第544号) 9
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

(環境・地域環境対策課) (第545号) 11
- 事後調査結果中間報告書(供用開始後)について

(環境・地域環境対策課) (第546号) 12
- 建築協定への加入

(住都・建築指導課) (第547号) 14
- 有料公園施設等の供用時間の変更について

(緑土・緑地管理課) (第548号) 16
- 有料公園施設等の無料公開について

(緑土・緑地管理課) (第549号) 17
- 市税に係る徴収金の収納事務の委託

(財政・収納対策課) (第550号) 18
- 名古屋市議会定例会の招集について

(総務・総務課) (第551号) 19

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 各種直接請求等に必要な数について

(第7号) 20

教 育 委 員 会 規 則

- 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

(第20号) 22

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

(市経・地域商業課) 24

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則（第20号）

1 改正内容

就学援助の小学校の入学準備金について、小学校入学前に支給できるよう規定を整備します。（第 2条、第 4条及び第 6条関係）

2 施行期日

平成30年10月 1日から施行します。

名古屋市告示第 540号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 9月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中川区愛知町4412番の全部、4413番の一部、4414番の一部及び4415番の一部（詳細は、別紙のとおり）

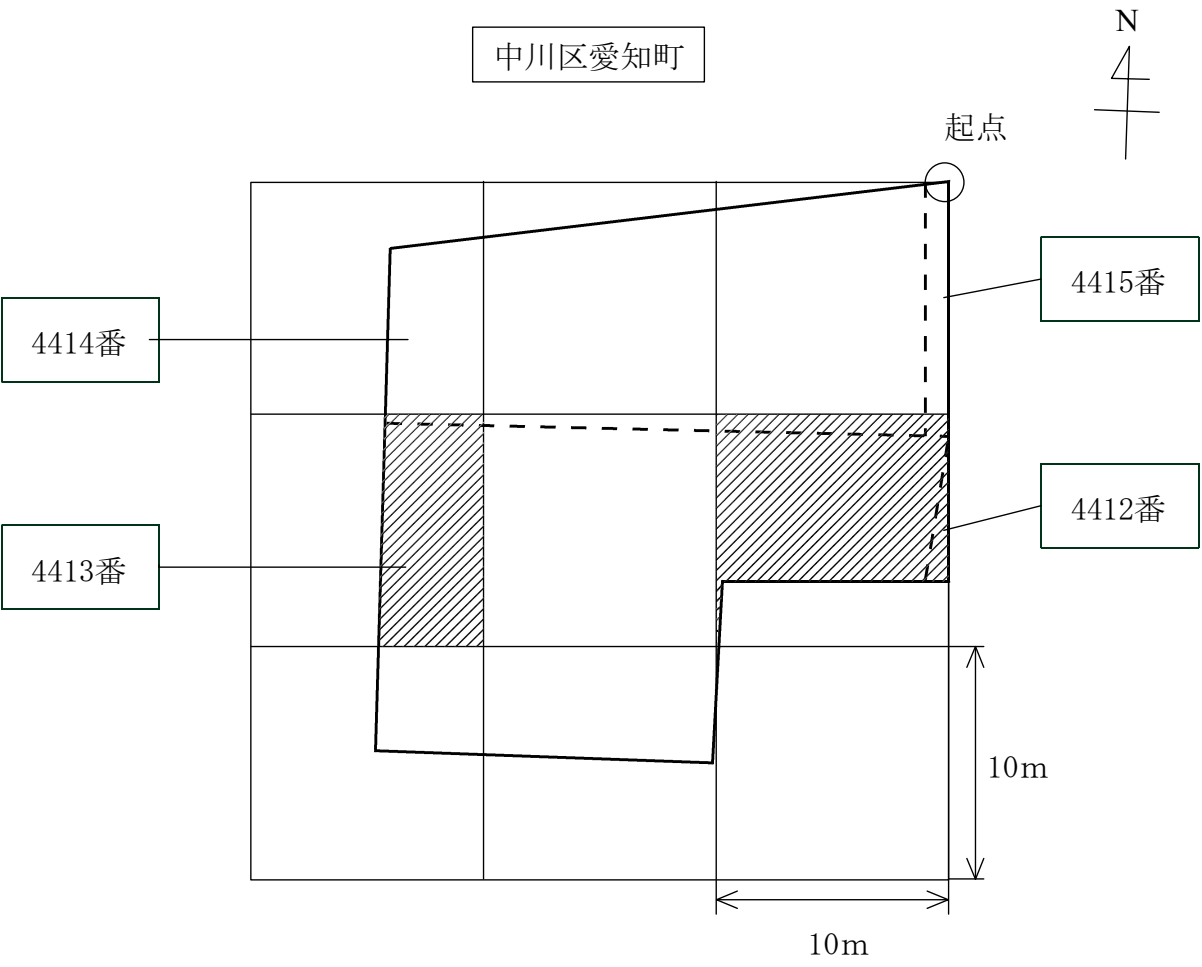
2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地
- : 筆の境界
- ▨ : 形質変更時届出管理区域 (鉛及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合及び土壤含有量基準不適合))

名古屋市告示第 541号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 9月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
株式会社 山田組 代表取締役 山田 厚志
名古屋市中川区戸田五丁目1213番地
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
所在：名古屋市守山区大字上志段味字東谷

地番	地目	面積 (平方メートル)
2110番15	畑	2,951.00
2110番20	畑	495.00
2110番21	畑	481.00
2110番23	畑	222.00
2110番36	畑	167.00
2110番 157	畑	264.00
2110番 159	畑	227.00
2110番 252	畑	496.00
2110番 325	畑	552.00
2110番 326	畑	331.00

2110番 327	畑	496.00
2110番 416	畑	500.00
2110番 419	畑	375.00

3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

近藤 正勝 尾張旭市南栄町 1丁目58番地

4 設定する利用権

(1) 種類 解除条件付使用貸借権

(2) 内容 畑として利用

(3) 存続期間 平成30年10月 1日から平成36年 9月30日まで

5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況

(1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積：7,557.00平方メートル

(2) 農作業従事の状況

雇用労働力： 4人、農業従事日数（年間延日数）： 320日

(3) 農機具の保有状況

耕運機： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 542号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 9月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
中西 功 名古屋市中川区荒子二丁目 182番地の 1
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西福田五丁目 219番、畑、556.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
平野 秀樹 大府市朝日町 3丁目33番地 1 レイククラウド 505
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 平成30年10月 1日から平成33年 9月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積： 0平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 200日、農業専従者： 1人
 - (3) 農機具の所有状況
クワ： 1、スコップ： 1、カマ： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 543号

換地処分通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業施行者独立行政法人都市再生機構が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が昭島市福島町砂川道下1098－ 9番地内において掲示されています。

平成30年 9月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
福地 釧吉	名古屋市東区長堀町 2丁目 3 番地	東京都昭島市中神町字東武蔵 野1357番13

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 544号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成30年 9月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市守山区大字上志段味字白鳥 950番 1の一部及び 950番 3の一部
（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

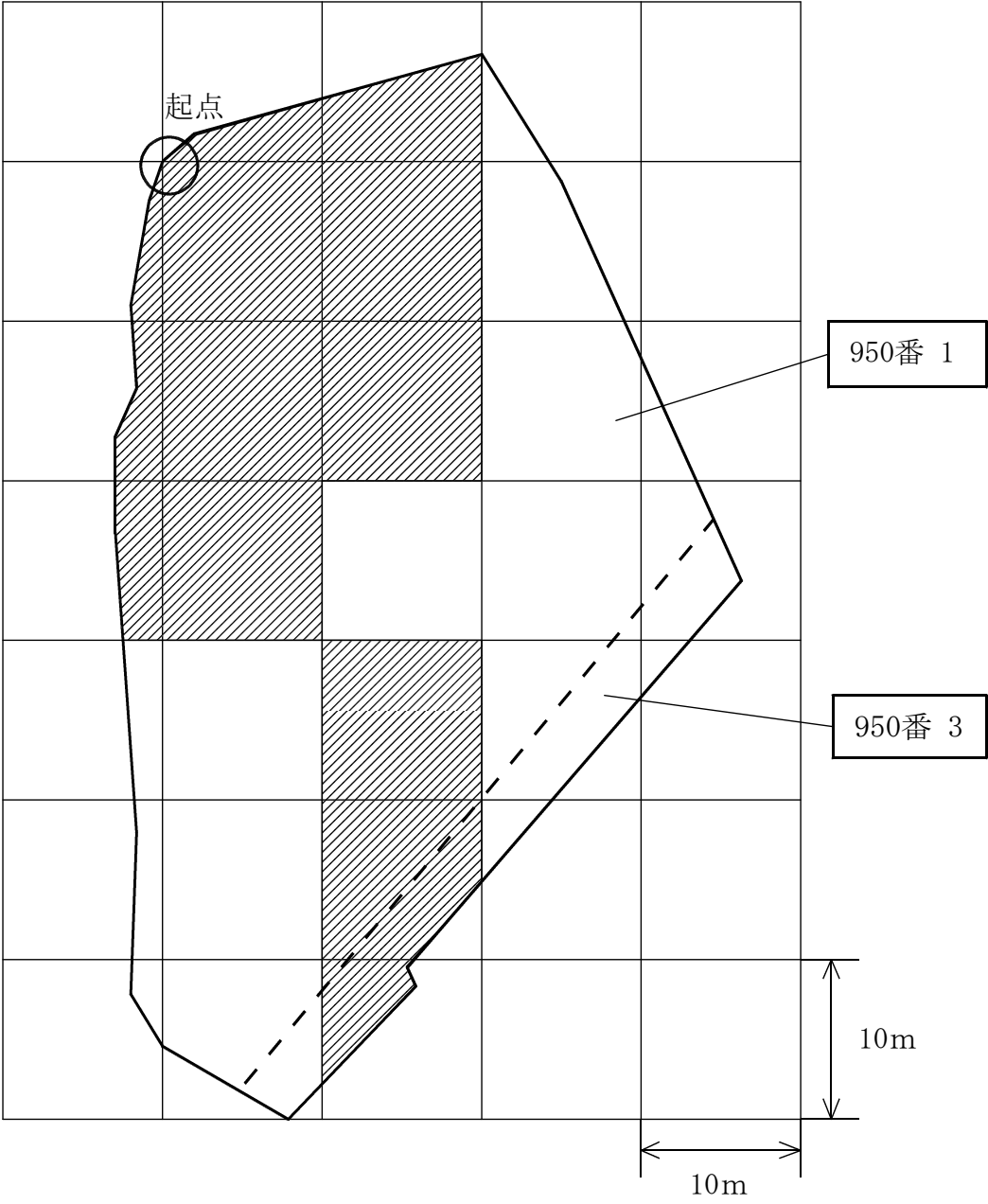
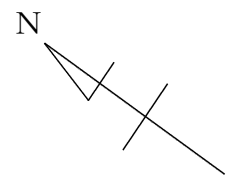
砒^ひ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

守山区大字上志段味字白鳥



凡例

 : 調査対象地

--- : 筆の境界

 : 措置管理区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 545号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 9月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成30年名古屋市告示第 403号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第546号

事後調査結果中間報告書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第3項の規定に基づき、事業者からLEGOLAND JAPANに係る事後調査結果中間報告書（供用開始後）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年9月7日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
Merlin Entertainments Group Limited
CEO Nick Varney
3 Market Close, Poole, Dorset, UK
- 2 対象事業の名称及び種類
LEGOLAND JAPAN
レクリエーション施設の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地の一部
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
平成30年8月29日（水）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策

課」という。)

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号
港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)
(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

平成30年 9 月 7 日 (金) から同月21日 (金) まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) を、環境学習センターにあつては月曜日 (月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター
午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 547 号

建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成30年 9 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定地区の名称

萩ヶ丘西地区建築協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市緑区ほら貝一丁目 7 番 2	平成30年 7 月 31 日
名古屋市緑区ほら貝一丁目 13 番	平成30年 7 月 31 日
名古屋市緑区ほら貝一丁目 17 番	平成30年 7 月 31 日
名古屋市緑区ほら貝一丁目 23 番	平成30年 7 月 31 日
名古屋市緑区ほら貝一丁目 290 番	平成30年 7 月 31 日
名古屋市緑区相川三丁目 29 番	平成30年 7 月 31 日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。た

だし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 548号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成30年 9月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成30年 9月23日（日）及び同月24日（月）の供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 549号

有料公園施設等の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 1号の規定により、次のとおり有料公園施設等を無料公開します。

平成30年 9月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 期日

平成30年11月 3日（土）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 550 号

市税に係る徴収金の収納事務の委託

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第3条の6の規定に基づき、市税に係る徴収金の収納事務を次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示します。

平成30年 9 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

名 称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

代表者 代表取締役社長 本間 洋

2 委託期間

平成30年10月1日から平成34年9月30日まで

名古屋市財政局税務部収納対策課

名古屋市告示第551号

名古屋市議会定例会の招集について

平成30年9月14日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

平成30年9月7日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市選挙管理委員会告示第7号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成30年9月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,532 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

334,571 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,486 人	熱 田 区	18,250 人
東 区	21,225 人	中 川 区	60,293 人
北 区	45,589 人	港 区	39,109 人
西 区	40,795 人	南 区	38,055 人
中 村 区	37,699 人	守 山 区	46,802 人
中 区	23,048 人	緑 区	65,967 人
昭 和 区	28,274 人	名 東 区	43,757 人
瑞 穂 区	29,779 人	天 白 区	43,399 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

312,761 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月 4 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第20号

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は中学校に在学する生徒」を「若しくは中学校に在学する生徒又は小学校への就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。））」に改める。

第4条第1項中「児童又は生徒の」を削り、同条第2項中「学校」の次に「（小学校への就学予定者にあつては学齢簿の記載に基づき指定される予定の就学すべき小学校）」を、「校長は」の次に「、児童又は生徒について」を加える。

第6条に次の1項を加える。

- 2 小学校への就学予定者に係る就学援助を受けることができる期間は、前項の規定にかかわらず、2月から3月（名古屋市立小学校の入学者にあつては翌年度の8月）までとする。

附 則

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 9月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナディアパーク開発商業ビル

名古屋市中区栄三丁目1801番 1及び1801番 2

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	三菱UFJ信託銀行(株)	代表取締役 若林 辰雄	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	変更なし	代表取締役 池谷 幹男	変更なし	平成30年4月5日
2	(株)国際デザインセンター	代表取締役 長谷川 和司	名古屋市中区栄三丁目18番 1号	変更なし	代表取締役 伊藤 康之	変更なし	平成30年6月14日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏 名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏 名	住 所	
1	ティンバーランドジャパン(株)	代表取締役 李 考	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号	—	—	—	平成27年1月26日

2	(有)岩瀬	代表取締役 岩瀬 正範	愛知県西尾市熊味町南十五夜 2番地	—	—	—	平成28年12月1日
3	(有)ビトルボ	代表取締役 堀田 茂	名古屋市中区上前津二丁目 7番11号	—	—	—	平成27年7月27日
4	(株)メルローズ	代表取締役 武内 一志	東京都目黒区青葉台二丁目18番 1号	—	—	—	平成27年1月26日
5	(株)ファッション須賀	代表取締役 須賀 次雄	東京都港区西麻布二丁目 7番 3号	—	—	—	平成29年8月1日
6	(株)バースァソシエーション	代表取締役 西丸 修	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目26番8号	—	—	—	平成27年3月1日
7	(株)ビーズインターナショナル	代表取締役 皆川 伸一郎	東京都目黒区東山一丁目 1番 2号	—	—	—	平成30年4月9日
8	(株)アクトアンカ	代表取締役 奥川 則夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目21番4号	—	—	—	平成24年2月13日
9	(株)サイラス・ジャパン	代表取締役 皆川 伸一郎	東京都目黒区東山一丁目 1番 2号	—	—	—	平成27年1月26日
10	(有)ラ・ポムベールナゴヤ	代表取締役 神尾 哲幸	名古屋市中種区四谷通二丁目13番	—	—	—	平成23年1月11日
11	伊藤 木綿	—	名古屋市中緑区有松1901	—	—	—	平成25年5月14日
12	(株)エシカル・ペネロプ	代表取締役 原田 さとみ	名古屋市中北区田幡二丁目 4番14号	—	—	—	平成24年3月31日
13	稲垣 典子	—	名古屋市中西区栄生一丁目 3番10号	—	—	—	平成24年11月13日

14	今井 淳二 郎	—	名古屋市中 川区荒江町 二丁目17番	—	—	—	平成 24年 3月 31日
15	神山 武之	—	名古屋市中 区栄一丁目 29番29号	—	—	—	平成 24年 11月 13日
16	本田 敬	—	名古屋市中 東区本郷一 丁目31	—	—	—	平成 25年 11月 16日
17	—	—	—	(株)オーディ ナリー	代表取締役 富原 求	愛知県稲沢 市小沢四丁 目19番 9号	平成 27年 3月 1日
18	—	—	—	(有)リベット	代表取締役 横井 真人	愛知県尾張 旭市東大道 町曾我廻間 2287番地 5	平成 27年 3月 1日
19	—	—	—	(株)アーバン ・コム	代表取締役 竹内 勇樹	名古屋市中 区栄三丁目 18番 1号	平成 28年 9月 10日
20	—	—	—	ロックポー トジャパン (株)	代表取締役 カーラ レ オニド ジ ャービス	東京都目黒 区目黒一丁 目24番12号	平成 29年 10月 1日
21	—	—	—	谷健(株)	代表取締役 谷 佳津臣	名古屋市中 区錦一丁目 2番25号	平成 29年 4月 13日
22	—	—	—	松野 寛子	—	愛知県清須 市春日寺廻 り62番地 1	平成 29年 4月 13日
23	—	—	—	片岡 佐和 子	—	愛知県常滑 市市場町一 丁目31番地	平成 30年 4月 12日
24	—	—	—	丸安ニット (株)	代表取締役 伊藤 安則	名古屋市中 区秩父通 1 丁目58番地	平成 30年 4月 12日
25	—	—	—	杉浦 哲平	—	名古屋市中 区金城三丁 目12番 9号	平成 30年 4月 12日

26	—	—	—	福永 麻衣子	—	名古屋市千種区宮根台一丁目 6番 39号	平成30年 4月 12日
27	—	—	—	加藤 美千代	—	名古屋市千種区唐山町 1丁目53番地の 3	平成30年 4月 12日
28	—	—	—	(有)早野研工	代表取締役 早野 文仁	岐阜県大垣市多芸島町一丁目86番地の 2	平成30年 4月 12日
29	(株)ブロス	代表取締役 遠藤 秀男	静岡県富士市中央町二丁目12番12号	(株)エンチョー	代表取締役 遠藤 健夫	変更なし	平成29年 10月 1日
30	ディーゼルジャパン(株)	代表取締役 中山 秀人	大阪府中央区南船場三丁目12番12号	変更なし	代表取締役 ルイージ メッザソーマ	変更なし	平成27年 3月 30日
31	(株)名鉄生活創研	代表取締役 小堀 祐治	名古屋市中村区名駅一丁目 2番 1号	変更なし	代表取締役 早川 智章	変更なし	平成25年 6月 21日
32	(株)ビギ	代表取締役 浅田 茂夫	東京都港区高輪一丁目 4番10号	変更なし	変更なし	東京都目黒区青葉台二丁目 1番 4号	平成26年 5月 7日
33	(株)コロンビアスポーツウェアジャパン	代表取締役 マッスィモ ラッザリ	東京都渋谷区神宮前一丁目 3番10号	変更なし	代表取締役 ラッザリ マッスィモ	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	平成30年 8月 7日
34	A. P. C. J A P A N(株)	代表取締役 城所 幸男	東京都目黒区中目黒二丁目 7番 7号	A. P. C. J a p a n(株)	変更なし	変更なし	平成30年 8月 7日

3 変更の日

- (2) 設置者については、上記2(1)で既述
- (2) 小売業者については、上記2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo.16までの小売業者については、退店のため

- (3) No.17からNo.28までの小売業者については、入店のため
- (4) No.29の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (5) No.30及びNo.31の小売業者については、代表者変更のため
- (6) No.32の小売業者については、住所変更のため
- (7) No.33の小売業者については、代表者誤記修正及び住所変更のため
- (8) No.34の小売業者については、名称誤記修正のため

5 届出の日

平成30年 8月 7日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 9月 4日から平成31年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 1月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課